

(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市における文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することを目的として、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示す条例の策定について検討するため、(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会を設置するものである。

(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会条例案

(設置)

第 1 条 国立市における文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することを目的として、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示す条例の策定について検討するため、(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、(仮称) 国立市文化芸術振興条例の策定に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 文化芸術関係者 5人以内
- (3) 学校教育関係者 1人以内
- (4) 市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申のあった日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名するものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議に関係者又は学識経験者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第71号を第72号とし、第38号から第70号までを1号ず

つ繰り下げ、第 37 号の次に次の 1 号を加える。

(38) (仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会委員

第 4 条中「第 2 条第 15 号から第 68 号まで」を「第 2 条第 15 号から第 69 号まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 69 号から第 71 号まで」を「第 2 条第 70 号から第 72 号まで」に改める。

別表第 2 中

「

図書館協議会委員	〃 9,100 円
----------	-----------

を

」

「

図書館協議会委員	〃 9,100 円
(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会委員	〃 9,100 円

に

」

改める。